

私立学校経常費補助金交付要領

[幼稚園]

第1 通 則

この要領は、私立学校経常費補助金交付要綱（昭和47年4月1日施行）に基づき、幼稚園の経常的経費に対する補助（以下「経常費補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

第2 定 義

この要領において「幼稚園」とは、学校法人が設置する幼稚園、学校法人化予定園及び学校法人以外の者が設置する幼稚園をいう。ただし、一般補助については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）第3条に定める幼稚園型認定こども園及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65条）第27条に定める特定教育・保育施設を除く。

第3 補助対象の範囲

補助対象の範囲は、園の運営に要する人件費、その他教育経費で、学校法人会計基準（昭和46年4月1日文部省令第18号）による支出科目のうち、次に掲げるものとする。

ただし、国又は地方公共団体等の補助金の対象となる補助事業に要する経費、並びに法人本部及び収益事業部門に属する経費を除くものとする。

1 人件費支出

教員人件費、職員人件費

2 その他教育経費支出（教育研究経費と管理経費に分けて積算している園については、該当科目を合算する）

消耗品費、光熱水費、旅費交通費、修繕費、厚生費、通信費、印刷製本費（広報費に関するものを除く）、報酬費、諸会費、車両燃料費、委託費、賃借料、損害保険料、公租公課、保健衛生費、行事費、教育研究用機器備品費、管理用機器備品費、図書費、研修会費

第4 経常費補助金の算出方法

1 学校法人が設置する幼稚園及び学校法人化予定園

補助金額は、教職員数、園数、学級数及び園児数に応じて補助する一般補助と、特色ある教育を支援するための特別補助に分けて、次に定めるところにより算定する。

（1）一般補助

園別交付額の算定方法は標準的運営費方式により、標準補助対象額に補助率を乗じ、さらに別に定める補正係数を乗じて算定する。

ただし、補助率を乗じた後の補助総額が幼稚園の予算額を上回った場合は、調整率により調整する。

ア 標準補助対象額

標準補助対象額は、教職員割、園割、学級割、園児割のそれぞれの基準額に、各園の基礎数値を乗じて算出する。

ただし、園割については、さらに別に定める学校規模別補正率を乗じて算定する。

イ 基準額

(ア) 教職員割

学校法人立幼稚園及び学校法人化予定園の全教員の平均勤続年数に基づき、その年数に相当する「学校職員の給与等に関する条例」で定める教育職給料表の該当級号給料月額を使用して、地域手当、期末手当、勤勉手当などを合算した標準的年収額を算定し、これを教職員人件費算定の基準額とする。

ただし、各園の園長（複数園の園長を兼ねる場合には、本務となる園を対象とする）1名につき、別に定める基準額を加算する。

また、勤続年数が当該年5月1日現在で通算7年以上の本務教員（園長、養護教諭を除く）1名につき、別に定める基準額を加算する。

(イ) 園割

文部科学省地方教育費調査（神奈川県分）の学校教育費の中から、園割に相当する「所定支払金」、「その他管理費」を使用し、園割基準額を定める。

ただし、満3歳児の受入れ実施園については、別に定める基準額を加算する。

(ウ) 学級割

文部科学省地方教育費調査（神奈川県分）の学校教育費の中から、学級割に相当する「修繕費」、「設備・備品費」を使用し、学級割基準額を定める。

ただし、各園における災害時の園児用食料及び飲料水の購入経費として、別に定める基準額を加算する。

(エ) 園児割

文部科学省地方教育費調査（神奈川県分）の学校教育費の中から、園児割に相当する「教育活動費」、「補助活動費」、「図書購入費」を使用し、園児割基準額を定める。

ウ 基礎数値

基礎数値は、各園の交付年度の5月1日現在の学（園）則定員内園児数、認可学級数を限度とした実学級数及び、設置者に雇用されている教職員で、別表1の補助対象教職員算定基準に基づいて算定された教職員数とする。

(ア) 本務・兼務・非常勤の区分は別表2のとおりとする。

(イ) 教員とその他教職員の職種は次のとおりとする。

教員は、園長、教頭（主任）、教諭、助教諭とする。

その他教職員は、養護教諭、養護助教諭、教育補助員、事務職員、養護職員、用務員、警備員、寮・寄宿舎管理人、運転手、給食調理員とする。

エ 補正係数

補正係数の項目は、教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減、私立学校経営の健全化とし、補正係数の率は、正負共に20パーセントの範囲内とする。

オ 減額項目

次のいずれかに該当する場合は、補助金額から減額する。その減額基準は別に定める。

- (ア) 教職員に対して高額給与を支給しているもの
- (イ) 補助金寄与率が50パーセントを超えているもの

(2) 特別補助

ア 特別補助は、国の特別補助項目及び国の一般補助特別分の中から採用したものとし、補助額の算定方法は次による。なお、補助基準額は別に定める。

- (ア) 人数を対象とする場合

補助金額＝補助基準額×補助対象人数

- (イ) 学級を対象とする場合

補助金額＝補助基準額×補助対象学級数

- (ウ) 園を対象とする場合

補助金額＝補助基準額

- (エ) 教職員に対する処遇改善を行う場合

補助金額＝補助基準額×実施月数

イ 教職員に対する処遇改善の補助要件については、別表4に定めるとおりとする。

ウ 次の特別補助の算定については、別に定める補助要綱により算定する。

- (ア) 私立幼稚園等預かり保育推進費補助

- (イ) 私立幼稚園等地域開放推進費補助

2 学校法人立以外及び学校法人化予定園以外の者が設置する幼稚園

一般補助金額は、別表3の配分基準に基づき算定する。

ただし、補助総額が幼稚園の予算額を上回った場合は、調整率により調整する。

第5 補助金の交付時期等

1 一般補助の交付は、6月、12月及び3月の3回とする。

ただし、学校法人化予定園及び学校法人以外の者が設置する幼稚園については、12月の1回とする。

2 6月の交付額は、前年度一般補助交付額の30パーセントとする。12月の交付額は、年間交付額から6月交付分と3月交付分を除いた額とする。3月の交付額は、当該年度の年間交付額の25パーセントとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月2日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年9月21日から施行する。
- 2 第4中1（2）ア（エ）の規定を適用する場合の補助額は、令和5年1月から3月に係る分に限
り、補助率を2／3とする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第4中1（2）ア（エ）の規定を適用する場合の補助額は、令和5年4月から令和6年3月に係
る分限り、補助率を2／3とする。

附 則

この要領は、令和5年6月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第4中1（2）ア（エ）の規定を適用する場合の補助額は、令和6年4月から令和7年3月に係
る分限り、補助率を2／3とする。

別表 1

補助対象教職員算定基準

補助対象実教職員		標準教職員数				補助対象教員数	
条件	職名等	注：認可学級数を限度とした実学級数を認可内実学級数とする					
① 当該年度5月1日現在、給与月額が、最低賃金法に定められた額を月額に換算した額以上であること。 ② 当該年度5月1日現在、日本私立学校振興・共済事業団に加入していること。 ただし、次のいずれかの場合は加入しているものとみなす。 1 当該年度5月1日現在満60歳以上 2 当該学校法人独自の共済制度に加入している ③ 次の1、2のいずれかであること。 1 勤務日数が週4日以上で、かつ、勤務時間が週32時間以上であること 2 本務であること ④ 雇用契約が1年以上であること。 ⑤ 兼務でないこと。	教 員	園長	(標準教員数)				補助対象となる 実教員数
		副園長	○ 認可内実学級数に応じた次の人数。				
		教頭	認可内実学級数	1～3	4～8	9以上	標 準 教 員 数
		主幹教諭	標準教員数	認可内実学級数+1	認可内実学級数+2	認可内実学級数+3	
		指導教諭	○ 3歳児学級については、定員及び認可学級数超過でない園に対し、1学級あたりの園児数が20人を超えた場合、上の標準教員数に1園につき1人を加算する。				標 準 教 員 数
		教諭	○ ティーム保育を実施する幼稚園のうち、実学級数を超えた補助対象となる実教員数が実学級数の1/2以上配置されている場合、上の標準教員数に1園につき別に定める人数を加算する。				
		助教諭					標 準 教 員 数
	そ の 他 教 職 員	養護教諭	(標準その他教職員数)				
		養護助教諭	○ 認可内実学級数に応じた次の人数				い ず れ か 少 な い 数
		教育補助員	認可内実学級数	1～4	5～7	8以上	
		事務職員	標準教員数	2人	3人	4人	標 準 そ の 他 教 職 員 数
		養護職員					
		用務員					標 準 そ の 他 教 職 員 数
		警備員					
		寮・宿舍管理人					標 準 そ の 他 教 職 員 数
		運転手					
		給食調理員					標 準 そ の 他 教 職 員 数

別表 2

本務・兼務・非常勤の区分

	説明
本務 ・ 兼務	<ul style="list-style-type: none"> 園の休業日以外の就業時間内は、常時勤務を要するものとする。 同じ設置者の設置する複数の学校に勤務している場合は、辞令により本務とされた園を本務とし、他を兼務とする。 辞令で明らかでない場合には、俸給（給料又はこれに相当するものを含む）を支給されている園を本務とし、他を兼務とする。 2園以上から俸給を支給されている場合には、拘束時間の多い園を本務とし、他を兼務とする。
非常勤	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の者は非常勤とする。

別表 3

区 分		配 分 基 準	
基礎配分	規模による助成	園 割	・ 基準額
		学 級 割	・ 基準額×認可内実学級数
		園 児 割	・ 別に定める
傾斜配分	教育条件の維持向上	設 備 割	・ 基準額×定員内園児数
		3歳児教育充実促進	・ 3歳児の在園児数により配点
		そ の 他	・ 別に定める
	保護者負担軽減の促進	園児納付金の多寡	・ 納付金額の低い園に配点
		そ の 他	・ 別に定める

* 基準額等については、別に定める

別 表 4 補助要件

当該幼稚園に所属する教職員（非常勤を含む。ただし、法人の役員を兼務する園長、延長保育や預かり保育等の通常の教育・保育以外のみに従事している教職員を除く。）に対し、次に掲げる賃金改善の要件等を満たす給与改善が行われていること。

- 1 令和4年2月以降、教職員に対する賃金改善を実施していること。

※ 賃金改善とは、「教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）」（以下「交付金事業」という。）及び本事業の実施により、教職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。

- 2 本事業による賃金改善に係る計画書を有し、計画の具体的な内容を教職員に周知していること。
- 3 本事業による補助額は、教職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。
- 4 本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。
- 5 交付金事業並びに前年度の本事業による処遇改善の水準を低下させていないこと。
- 6 給与改善が一時的なものでなく後年度にわたり効果が及ぶものであること、あるいは後年度においても同等の措置を行う意思決定等がなされていること。
- 7 当該年度の賃金に関する規程について、人事委員会勧告等を受けた引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと（該当がある場合に限る。）。